

東京都北区船着場に関する使用申請について

東京都北区が管理する船着場を使用する場合は、「東京都北区船着場条例」、「東京都北区船着場条例施行規則」に基づき、使用日の2週間前までに担当部署に申請してください。申請方法は、事前に担当部署に使用日の空き状況をお問い合わせいただいた上、下記により申請書類を提出してください。

記

(1) 申請可能な船着場

名称	位置
東京都北区神谷船着場	東京都北区神谷一丁目三番地先
東京都北区岩淵船着場 (岩淵リバーステーション)	東京都北区志茂五丁目四十一番地先
東京都北区北赤羽船着場	東京都北区浮間一丁目一番地先
東京都北区豊島船着場	東京都北区豊島五丁目五番地先
東京都北区志茂船着場	東京都北区神谷三丁目十番地先

(2) 申請書類

以下の書類を提出してください。

①北区船着場使用申請書

- ・法人・団体の場合は、代表者名で申請してください。
- ・複数日申請する場合は、使用開始日から終了日まで全て記入してください。
なお、申請日により使用時間や船舶が異なるなど、申請書内に記入しきれない場合は、別紙をご用意いただき、記入してください。

②北区船着場使用料減免申請書

- ・対象は、北区と共催で使用する場合又は区長が特に公益性が高いと認める場合です。
- ・申請者、申請日は、①と同じ内容を記入してください。

③船舶検査証書の写し

使用する船舶の検査証書（写し）を提出してください。船舶検査証書のないミニボートなどを使用する場合は、申請時にご相談ください。

④企画書（概要書）

- ・使用する具体的な目的を企画書（概要書）として提出してください。
- ・訓練やイベントに使用する場合は、開催日時・行事概要を記載してください。

(3) 申請方法

窓口、郵送、メール、FAX のいずれかの方法で提出してください。

(4) 使用料

- 船舶を使用する場合、船舶総トン数の1トン（1つの船着場1日）につき、17円の使用料がかかります。

- 支払方法は、使用承認時にご案内します。

※総トン数とは、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）で定められた船舶の容積トン数をいいます。

※同一使用者で、2隻以上の船舶を発着させる場合の使用料は、当該船舶の総トン数の合計を船舶の数で除して得たトン数を乗じて算定します。

※船舶検査証書において総トン数「5トン未満」表記の船舶は、5トンとします。

※規定により算出して得た1件の使用料の額が100円未満となる場合は、これを100円とします。

(5) 船着場の鍵の貸し出しについて

使用承認後、船着場の鍵を貸し出します。

北区岩淵船着場のみ、管理を国土交通省 荒川下流河川事務所と共同で行っているため、使用承認を北区、鍵の貸し出しを荒川下流河川事務所が行います。

詳しくは、担当部署にお問い合わせください。

その他の船着場については、担当部署から貸し出します。

(6) 担当部署（申請・問い合わせ先）

北区土木部道路公園課河川係

電 話：03-3908-9213

F A X：03-3908-1291

メール：dorokoen-ka@city.kita.lg.jp

以 上